

## 第4回市民協働推進会議 委員からの提案事項

No.		提案内容
1		計画策定における視点の中に、「市民団体同士の協働」を増やしてはどうか。
2	第2次計画の方向性について	「3. 計画策定における視点」に「(1) 市民と行政の協働を増やす。(2)・・・」とあります。この3点については良いと思いますが、4点めに「4. 補助金制度を再検討し、市民団体の組織基盤の強化を図る」の追加を提案します。
3	基本施策に関する提案	「基本施策：市民活動に関する理解の促進」は「基本施策：市民活動等に関する理解の促進」、又は「基本施策：市民活動（含む市民参加と市民協働）に関する理解の促進」のほうが良いのではないのでしょうか。
4		「基本施策：市民活動の拠点施設の整備と支援機能の充実」は「基本施策：市民活動（地縁活動・志縁活動）の拠点施設の整備と支援機能の充実」の方が良いのではないのでしょうか。

## 第4回市民協働推進会議 委員からの提案事項

No.		提案内容
5		<p>【基本方針1-(1)生涯学習既存講座との連携】 No.2「市民協働出前講座」事業（市民協働課）で「まちかど講座「市民活動をはじめよう」を実施した」とあります。 生涯学習課や公民館講座で地域課題や社会課題をに取り組む、又は活動市民を育成する講座があると思いますので、このような講座中に市民活動・市民参加・市民協働等の時間を組み込んで頂くことを提案します。既にシルバーカレッジ等では、このような時間が組み込まれていると思いますので、他の講座でも反映の余地があるのではと思います。</p>
6		<p>【基本方針1-(2)：「まちづくり人材養成講座」開催目的の明確化】 No.18協働のまちづくり人材養成講座事業（市民協働課）の「C（総評から見えてきた課題）」欄が「特になし」、「A」欄も「特になし」となっています。 養成講座の目的を明確化した方が良くと思いますので、以下の通り提案します。 初級編：活動市民を育成する。 中級編：協働サポーターを育成する。 上級編：協働コーディネーターを育成する。 なお「活動市民」「協働サポーター」「協働コーディネーター」は別途、定義する。</p>
7	具体的な事業に関する提案	<p>【基本方針1-(2)、(3)：「潜在市民」を「活動市民」に（既設各課の人材養成の実態把握）】 潜在市民を「活動市民」にすることは、市民協働を促進する大前提です。これができなければ、他の施策をいくら促進してもその効果を高めることは難しいと思います。 そのため、以下の事業を提案します。「市民協働」を進めるためには、先ずは「活動市民」を増やすことが大前提です。各課が担当する「地域課題」を解決するための「人材養成」を各課で責任を持って実施しています。このため、担当課以外では「人材養成」の実態は明らかではなく、養成された人材がどのように活動されているかも定かではありません。一方、各課で養成された人材も活動の場が無ければ活動は縮小し、衰退します。そこで、各課でどのような人材が養成され、現在、どのように活動しているかを調査・検証する必要があると思います。活動が「継続（&amp;発展）」し、養成目的が達成されているのであれば、その要因がどこにあるのかを整理し、今後の「養成（&amp;育成）」に活かしていけると良いと思います。一方、活動が「縮小（&amp;衰退）」し、養成目的が達成されていないのであれば、その要因がどこにあるのかを整理し、今後の「養成（&amp;育成）」に活かしていけると良いと思います。また、各課で要請された「活動市民」のグループを市民が誰でも容易に参照できれば、新たな「活動市民」を増やすことも容易であると思います。ゼロから「活動市民」を養成するよりも既存の仕組みをうまく活用し、活性化することが重要であると思います。</p>
8		<p>【基本方針1-(3)：シルバーカレッジ修了生の町内会活動の場での活用】 町内会活動で一番ネックとなっている1つには人材不足があります。そこへシルバーカレッジ卒業生、受講生が町内会活動に興味を持っていただくのは大変喜ばしいことであり、1人でも2人でも町内会に役員（※）として是非参加していただけるようPRしていただけるよう、PR又は紹介をお願いしたいと思います。 （※ここで役員というのは、防災担当とか広報担当の部門を受け持っている方のことです）</p>
9		<p>【基本方針1-(4)：「職員向け市民協働研修」】 No.28職員向け市民協働研修事業（市民協働課）の「C（総評から見えてきた課題）」欄で「一部の職員が研修を受けたが、全職員に向けて事業内容にあるような取り組みができていないのが現状である。」とあります。 まちづくり人材養成講座を受講して頂くのが最も良いとは思いますが、しかし、日常業務で忙しい職員さんに受講頂くのはかなりハードルが高いと思います。このため、100か、0か、ではなく「半日程度の講習」と「1日活動体験」を合わせた研修等を多くの職員さんに受講頂くような研修を提案します。</p>

## 第4回市民協働推進会議 委員からの提案事項

No.		提案内容
10		<p>【基本方針2-(1)「分野(地域課題)別円卓会議」の開催】 協働するためにはまずは地域課題や社会的な課題(NPOの活動分野)を、市民団体(地縁団体・志縁団体)、行政、公益団体(社会福祉協議会等)、教育機関、事業所等が会して課題を共有する機会(場、例えば、分野別円卓会議等)が必要だと思いますので、分野別地域課題円卓会議等の開催を提案します。課題の共有化ができれば自然に協働のマッチングができると思います。マッチング有りきの場の設定は難しいと思います</p>
11		<p>【基本方針2-(1):ボランティア活動&amp;NPOに関する専門性を】 市民交流センターには、貸館機能(設備保全機能)と共に市民活動(ボランティア活動やNPO活動)を支援する機能が不可欠だと思います。この専門性が無ければ、相談業務もコーディネート業務も適切な事業を企画することもできません。このため、少なくともスタッフ職員に「ボランティアコーディネータ検定」や「NPO事務力検定」等の合格者を1名以上配置する等の専門性を指定管理者の要件に課すこと等の調査研究を提案します。</p>
12		<p>【基本方針2-(1):協働の担い手の育成&amp;支援部署間の連携】 残された課題に「生涯学習課ボランティアセンターや青少年の家との情報共有」とあります。しかし、協働の担い手を育成&amp;支援している部署には、歴史博物館(歴博マイスター、土器ボランティア等)、エコきち(エコネットあんじょう等環境系の市民団体やボランティア等)、中央図書館(図書館友の会、図書館ボランティア団体等、アンフォーレ[2階]ボランティア室)、健康推進課(健康づくりサポーター等、アンフォーレ[3階]健康支援室)等、ボランティアセンターとは名の上ではありませんが、実質的には協働の担い手(活動市民)の育成&amp;支援を行っています。また、アンフォーレ指定管理者もアンフォーレで活動する市民団体やボランティア(TRY&amp;TRYを含め)の育成&amp;支援の仕組みを考えています。このため、従来の4つのセンター以外にも拡張して、部署間の横の連携を図ることを提案します。</p>
13	具体的な事業に関する提案	<p>【基本方針2-(1)「協働推進委員」代替処置】 残された課題に「協働推進委員の設置」とあります。現時点での形式だけの委員の設置は意味がありません。逆に、実質的に業務の中で「協働」を実践され、協働の意味を良く理解されている職員さんも多く見受けられます。このため、職歴(実務経験)と研修受講歴から「協働をよく理解されている職員を意味する称号」を認定する等の制度を設け、率先して「協働」を理解する職員さんが一定数以上になったときに設置するのが良いと思います。このため、委員有きではなく、協働を体現している職員さんを増やす制度の設置を提案します。</p>
14		<p>【基本方針2-(1)「地区公民館活動」の評価】 No.32地区公民館管理・運営事業(生涯学習課)の「C(総評から見えてきた課題)」欄が「特になし」、「A」欄も「特になし」となっています。主にここで記載されているのは、ハード管理面であると思います。ソフト面に関しても各公民館では「〇〇公民館活動推進委員会」が設置されていると思います。この委員会の内容を評価することを含めた事業内容への修正を提案します。</p>
15		<p>【基本方針2-(2):「町内公民館活動」と「市民活動交流会」】 No.22町内公民館活動事例発表会開催事業(市民協働課)の「P(継続の場合)」欄で「公民館活動の充実に向けた支援は・・・」とあります。これまでは「町内会公民館活動は地縁団体関係者のみを集めて開催」し、「志縁団体活動は志縁団体関係者のみを集めて開催」しがちで相互の交流が少なかったと思います。このため、今後は相互に交流できる発表会&amp;交流会にすることを提案します。</p>

## 第4回市民協働推進会議 委員からの提案事項

No.		提案内容
16		<p>【基本方針3-(1)、(2)：「補助金制度」の抜本的な再検討と「組織基盤整備プログラム」とのセット化】 補助金だけの支援では市民団体のレベルアップは望めません。そもそも市民活動とは何なのか、補助金制度とは何なのか、を市民団体が理解していないことに問題であると思います。より使い勝手の良い制度にすることは必要ですが、補助金の本来の目的に立ち返って検討することが必要であると思いますので、補助金制度の抜本的な再検討を提案します。</p> <p>また、補助金と共に団体の組織基盤強化のプログラムとのセットでの提供が不可欠であり、補助金を有効に使用できません。団体基盤強化プログラムとセットでの補助金制度の見直しを提案します。</p>
17	具体的な事業に関する提案	<p>【基本方針3-(2)：地縁組織の活性化（合意形成プロセスの改革）】 単に加入の促進を実施したのみでは、町内会加入率を大きく上げることは難しいと思います。加入促進と合わせて、地縁組織の合意形成プロセスの改革（「上意下達の合意形成」から対等な関係に基づく「対話による合意形成」）に取り組まないと新規の加入も地縁組織の活性化も難しいと思います。</p> <p>その意味では、刈谷市が取り組んでいる「元気な地域応援交付金」制度は調査研究するのに値する取り組みと思いますので、調査研究事業として取り上げることを提案します。</p>
18		<p>【基本方針3-(2)：「ICTスキル講座」の体系的&amp;計画的開催】 これまでもICTスキルの講座が散発的には実施されていきました。しかし、体系的&amp;計画的には実施されてきませんでした。このため、体系的&amp;計画的な講座開設を提案します。</p>

## 第4回市民協働推進会議 委員からの提案事項

No.		提案内容
19		<p>【基本方針4-(1) 市民協働PRの協働開催】 No.8 市民協働PR事業（集客施設・イベントにおける情報掲示板やPRブースの設置）（市民協働課）で「引き続き多くの集客が予想されるイベント等で積極的に啓発していく」とあります。 市民交流センター（センターまつり）では勿論のこと、総合福祉センター（福祉まつり等）、アンフォーレ（七夕まつり等）、歴史博物館（安祥文化のさとまつり等）、エコちき等でも協働サポータークラブ等との協働開催を提案します。</p>
20		<p>【基本方針4-(2)：自治基本条例・市民参加条例・市民協働推進条例の啓発】 自治基本条例の啓発活動を従来は「あんき会」が担っていましたが、「あんき会」が解散になりました。市民参加条例及び市民協働条例に基づいて定められています。このため、自治基本条例を含め、市民参加条例及び市民協働推進条例の啓発を協働サポータークラブ等と協働で行うことを提案します。</p>
21	具体的な事業に関する提案	<p>【基本方針4-(2) 議会や議員との対話】 市民参加条例や市民協働推進条例では、議会や議員は対象ではないかもしれませんが、自治基本条例では対象ではないかと思えます。市民協働の範疇では無いかもしれませんが、まちづくり（≧市民協働）にとっては、議会や議員の存在も重要と思えます。但し、現状、議員さんにとっての市民は、出身母体の地縁組織（町内会等）や職域組織の皆さんの場合が多いのではと思えます。同様に、市民の皆さんの身近な議員さんは、地縁組織（町内会等）や職域組織出身の議員さんではないでしょうか。また、議会基本条例が施行され、議会ICTを活用した「議会の情報公開」も進んでいると思えます。しかし、リアルな議会／議員と一般市民との対話の機会が少ないのではと思えます。地域や職域の意見を代弁することは議員の重要な職務であり、この関係は基本的かつ重要な関係であると思えます。一方、議会／議員には安城市全体の最適化を図るというのも重要な役割ではないかと思えます。このためには、出身母体の地域や職域の意見だけでなく、広く一般市民の皆さんとの対話の中からこれまでになく気づきやアイデアの創出があるのではないか、より安城市全体の最適化が図られるのではないか、と思えます。一般市民の皆さんにとっても、地域組織や職域組織出身の議員さんの意見だけでなく、多くの議員さんや議会の考えを知ることにより、「活動市民」としてより良い活動ができるのではないか、と思えます。このため、一方的な報告、あるいは苦情&amp;陳情の受付の場ではなく、議会・議員と一般市民が「対等な立場」での「対話の場」を開催できればと思えますので、場の設定を提案します。</p>
22		<p>【基本方針4-(2)：「協働ハンドブック（コネクト）」の改訂】 協働ハンドブック「コネクト」に地縁団体との協働事例を反映することを提案します。</p>

## 第4回市民協働推進会議 委員からの提案事項

No.		提案内容
23	その他の提案	<p>【生涯学習既存講座と活動市民との連携】            No.11 悠々熟年世代のいきがい探し講座事業（生涯学習課）の「C（総評から見えてきた課題）」欄が「特になし」、「A」欄も「特になし」となっています。            「C（総評）」には、「・・・受講者のボランティア等の活動も行われている」とある通り、一部には活動してる方もみえると思いますが、定量的に把握されているのであれば情報公開して頂きたいです。定性的な把握に止まっているのであれば、是非、定量的な把握を行った上で再評価して頂くよう提案します。</p>
24		<p>【「個別マッチング」と「集団マッチング」】            次期計画では、No.13とNo.14の違いを明確にすることを提案します。</p>
25		<p>【「わくわくサロン」と「スキルアップ講座」】            No.16 市民活動活性化事業（人材・団体育成事業）（市民協働課）の「A（課題を解決するための・・・）」欄では「わくわくサロンを本来・・・」、「P（継続の場合）」欄では「スキルアップ講座については・・・」とあります。            「わくわくサロン」の開催目的、「スキルアップ講座」の開催目的をきちっと定義し、名称を含め、定義に沿った内容にすることを提案します。</p>
26		<p>【「市民活動交流会」と「補助金成果報告会」】            No.20 市民活動団体交流会及び活動発表会事業（わくわく交流会事業）（市民協働課）の「P（継続の場合）」欄で「引き続き、交流会を開催していく。」とあります。            「市民活動交流会」と「補助金成果報告会」は個別の開催することを提案します。</p>